

桶川市人権教育推進協議会設置要綱

(平成15年3月1日教育長決裁)

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)の趣旨に基づき、桶川市における人権教育の推進を図るため、桶川市人権教育推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権教育に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 人権教育の資料作成及び広報に関すること。
- (3) 研修会及び講演会の開催に関すること。
- (4) その他、協議会の目的達成に必要な事業に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 区長
- (3) 人権擁護委員及び民生委員・児童委員
- (4) 小・中学校校長及び教頭
- (5) 幼稚園・保育所・小・中・高等学校職員
- (6) 社会教育関係者
- (7) 識見を有する者
- (8) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長は会長とする。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(部会)

第7条 協議会は、その所掌事項の審議のため必要があると認めるときは、その議決により部会を設けることができる。

2 部会に属する委員については、会長が、協議会の委員及びそれ以外から委員を指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員の互選により定める。

4 前条の規定は、部会の会議に準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 2 2 年 1 月 1 日から施行する。